

他市と今治市との共同提案等



| 管理番号 | 種類 | 提案主体 | 分類 | 提案事項 | 求める措置の具体的内容 | 関係省庁 |
|------|--------|------|------|--|---|--|
| 43 | 共同提案 | 愛媛県 | 規制緩和 | 社会資本整備総合交付金システムによる申請手続等の改善 | 社会資本整備総合交付金システム（SCMS）について、各申請手続に係る入力に当たり、過去に入力したデータの反映やエラーチェック機能を備え、現時点の処理状況を申請一覧から確認できるよう改修を行うこと。あわせて、同システムに係るマニュアルについても、初任者でも利用しやすいよう、事務手続（システム）の一連の流れ（処理）を記載したフロー図を追加し、マニュアルの説明文にある添付資料の名称にイメージ図を追加するなど、改善を図ること。 | 国土交通省 |
| 187 | 共同提案 | 愛媛県 | 規制緩和 | 登録有形文化財（建造物）における「維持の措置」に該当する範囲の明確化 | 登録有形文化財（建造物）における修理において、現状変更に当たらない「維持の措置」に該当する範囲を文化庁の方で明確に規定する。 | 文部科学省 |
| 159 | 追加共同提案 | 春日部市 | 規制緩和 | 要介護認定に係る更新申請の提出を代行できる者の見直し | 介護保険法における要介護認定の更新申請について、申請書提出の代行ができる者に、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を加えるよう見直しを求める。 | 厚生労働省 |
| 206 | 追加共同提案 | 郡山市 | 規制緩和 | 地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること | 現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。 | 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 |
| 207 | 追加共同提案 | 豊橋市 | 規制緩和 | 公職選挙法に基づくポスターの表示義務の見直し | 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第143条第18項において規定されている同条第16項第2号のポスターの表示義務の規定に、「掲示責任者に連絡するための電話番号又はメールアドレス等の情報」を追加する。 | 総務省 |

他市との共同提案等



| 管理番号 | 種類 | 提案主体 | 分類 | 提案事項 | 求める措置の具体的内容 | 関係省庁 |
|------|--------|------|------|--|--|----------------|
| 214 | 追加共同提案 | 高松市 | 規制緩和 | 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の請求期日の見直し | 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の請求については、選挙期日の前日までではなく、郵便投票と同様に4日前までとすること。 ※郵便投票の場合、請求については、「選挙期日の4日前まで」とされている。 | 総務省 |
| 247 | 追加共同提案 | 横浜市 | 規制緩和 | 基礎自治体等における個人番号収集事務の運用変更 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、「国民健康保険法施行規則」及び「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」の一部改正等が行われ届書及び申請書等の記載事項として個人番号が追加されたが、住民基本台帳と個人番号が既に紐づいているため、各個人番号利用事務の台帳と住民基本台帳がシステム連携できている事務(住登外者を除く)については、個人番号収集のための届書等への記載の省略を可能とするよう求める。 | デジタル庁 厚生労働省 |
| 249 | 追加共同提案 | 神戸市 | 規制緩和 | 指定公金事務取扱者制度と指定納付受託者制度の統合 | 「指定公金事務取扱者制度」と「指定納付受託者制度」を統合し、1つの制度（指定公金事務取扱者制度に統合）とすることを求める。 ①上記2つの制度を統合し、プリペイド型・ポストペイ型の決済、クレジット決済、現金決済による全ての決済方法による公金収納を可能とする。 ②統合後は、指定公金事務取扱者制度において、クレジット等の信用取引決済においても納入義務者が指定公金取扱者に支払いをした時点で自治体へ納付したものとみなす取扱いとする（支払明細をもって、後日遡及して領収書とみなす等）。 | 総務省 |

※令和6年 内閣府と関係省庁との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について

他市との共同提案等



| 管理番号 | 種類 | 提案主体 | 分類 | 提案事項 | 求める措置の具体的内容 | 関係省庁 |
|------|--------|------|------|-----------------------------------|--|--------|
| 250 | 追加共同提案 | 神戸市 | 規制緩和 | 指定管理者等を指定納付受託者に指定可能とすること | 決済事業を有しない事業者（指定管理者等）を指定納付受託者に指定可能とすることを求める。また、上記が困難な場合は、自治体が指定管理者等から「利用料金」の徴収収納事務を受託可能とすることを求める。 | 総務省 |
| 287 | 追加共同提案 | 大治市 | 規制緩和 | 地方選挙における選挙長等の選任要件の緩和 | 公職選挙法第 75 条第 3 項及び公職選挙法施行令第 80 条第 1 項を改正することにより、地方選挙における選挙長及びその職務代理人（以下、「選挙長等」という。）の選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」へと緩和する。 | 総務省 |
| 292 | 追加共同提案 | 町田市 | 規制緩和 | 児童手当の支給に係る所得審査の廃止 | 児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度更新の際に行っていた所得審査をせずとも支給できるようにしていただきたい。 | こども家庭庁 |
| 293 | 追加共同提案 | 町田市 | 規制緩和 | 児童手当制度における転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し | 児童手当を認定する際に、転出元の自治体に電話をし、転出予定日を確認しなくても消滅確認ができるような制度にしていただきたい。 例えば、下記を提案する。 ①転出先の自治体の住民基本台帳ネットワークシステム等で転出元の転出予定日を確認できるようにする。 ②転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、申請者が転入手続きの際にその連絡票を渡すようにする。 ③転入日であれば転出先の自治体で確認できるため、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。 | こども家庭庁 |

※令和6年 内閣府と関係省庁との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について